

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させるとともに、ステークホルダーの信頼を維持するものと考えております。そのためには、迅速な意思決定や適切な業務執行と共に、経営の健全性と透明性を高める公正な経営システムを構築し、実施・機能させることが極めて重要な経営課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいく所存であります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-④]

当社は、従来の書面による議決権行使のほか、インターネット議決権行使が利用可能となっております。

現状、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりませんが、今後も引き続き株主構成における機関投資家や外国株主の動向に留意しつつ、その必要性を検討して参ります。

[補充原則4-1-③]

当社は現在、最高経営責任者の後継者計画の策定を行っておりませんが、今後は、その資質を有すると判断する人材を重要な役職に登用し、当社やグループ会社の経営に関与させることで経験を積ませ、社内外の意見を踏まえ、取締役会において公正に指名する体制を整えて参ります。

[補充原則4-3-②]

当社は、CEOの選解任について、特に具体的な基準や手続を定めておりませんが、十分な時間と資源をかけて資質を備えたCEOを選任できるよう、CEOの指名・評価に係る制度の導入を検討して参ります。

[補充原則4-3-③]

当社は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に解任するための、客観性・適時性・透明性ある手続の導入を検討して参ります。

[補充原則4-10-①]

当社の機関設計は、企業規模に応じた適切なガバナンス体制として、取締役会と監査役会を設置しております。

取締役6名のうち2名が社外取締役、監査役3名のうち3名が社外監査役であり、社外役員からは取締役会において独立した客観的な立場から助言・提言をいただいております。

独立社外取締役が取締役会の過半数に満たなく、今後は取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役の追加や任意の委員会の設置を含め、有効な制度の導入を検討して参ります。

[原則4-11]

現在の取締役会は、知識、経験、能力等のバランスを総合的に勘案のうえ選任された、社外取締役2名を含む取締役6名(全員男性)で構成されております。多様性の観点から女性の取締役の選任は重要な課題の一つと認識しており、今後の会社の変化等の状況に応じて選任を検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4]

当社では、現時点で政策保有株式を有しておらず、今後も保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

[原則1-7]

当社は、関連当事者間の取引を行わないことを基本方針としておりますが、止むを得ず取引を行う必要がある場合には、その取引の合理性・妥当性・適正性について審議のうえ、取締役会の決議を行い、少数株主の保護に努める方針です。

[原則2-6]

当社は、従業員の福利厚生の一環として、確定拠出年金制度を導入しており、当社はアセットオーナーとして企業年金の積立等の運用に関与してはおりませんが、従業員に対して、資産運用に関する教育研修の実施等を行うことを検討して参ります。

[原則3-1]

(i) 当社の企業理念及び経営戦略等を当社ウェブサイトに掲載しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスの基本方針は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載しております。

(iii) 当社の取締役の報酬は、株主総会で承認を得た範囲で、代表取締役が取締役個別の報酬額を決定しております。個別報酬額の決定について特に具体的な基準や手続は定めておりませんが、今後は取締役の評価基準を設定し、公正かつ透明性の高い手続により個別報酬額について審議・決定することができるような制度の導入を検討して参ります。

(iv) 当社は、経営陣幹部の選任や解任について、特に具体的な基準や手続は定めておりませんが、今後は取締役の評価基準を設定し、公正

かつ透明性の高い手続きにより経営陣幹部の選解任について審議・決定することができるような制度の導入を検討しております。
(v) 株主総会招集通知の株主総会参考書類にその氏名及び理由を開示しております。

[補充原則4-1-①]

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されています。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

取締役会は、経営の意思決定機関として、取締役会規程に則り運営され、法令または定款に定める事項のほか、経営方針、経営戦略、事業計画、重要な投資及び重要な組織・人事等の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役による業務執行状況の監督を行っております。

[原則4-9]

当社は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」III5.(3)の2に定める独立性基準に従って、独立性判断を行っております。

[補充原則4-11-①]

当社は、経営方針や事業規模を踏まえ、取締役会全体の知識・経験・能力のバランスのほかに多様性や人数も勘案し、取締役会の実効性を高めるために適切な人材を取締役として選任しております。

なお、各取締役の経歴や選任に関する考え方は、有価証券報告書及び株主総会招集通知において開示しております。

[補充原則4-11-②]

当社は、取締役および監査役の兼任状況を有価証券報告書及び株主総会参考書類で開示しています。

[補充原則4-11-③]

当社の取締役会には、社外取締役2名及び社外監査役3名が出席しており、それぞれの専門分野における豊富な経験と知識に基づき、当社の中長期的な企業価値の向上と少数株主利益の保護の観点から、助言・提言をいただいております。また、取締役会事務局から事前に取締役会資料を共有して審議の活性化を図ることにより、取締役会の実効性の向上を図っております。

また、取締役・監査役から定期的にアンケートを実施し、取締役会の実効性について分析・評価を定期的に行っております。

当社取締役会では2020年12月期の取締役会全体の実効性の分析・評価について、取締役の多様性の確保、取締役会の経営機能・監督機能、社外取締役及び社外監査役を含む取締役及び監査役の貢献の観点から評価した結果、概ね良好に構築・運用されており、現時点で大幅な改善に着手すべき事項はないものと評価しております。

[補充原則4-14-②]

当社は、取締役および監査役の就任に際しては、経営陣として職責を担えるよう、必要に応じて当社グループの企業理念、事業、組織、業績等について説明を行っております。

また、株主総会で選任される取締役および監査役は、各人の持つ豊富な知識や経験を活かし、役員として株主の負託に応え、その職務を遂行できるものと判断して候補者としておりますが、役員は必要な知識の習得や更新に自ら取り組み、必要な場合はその費用を会社が負担することとしております。

[原則5-1]

当社のIR活動は、取締役CFOが中心となり、管理本部にて行っております。

投資家や株主の対話については、当社の経営方針や事業環境に関する理解を深めていただくため、合理的な範囲で積極的に取り組んでおります。機関投資家に対しては決算説明会や個別面談を行い、個人投資家に対してはオンラインでの決算説明会の実施のほか毎年定時株主総会終了後に代表取締役社長が今後の方向性についてご説明を行い、真摯に対話を行うことに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
FLYING BIRD株式会社	1,849,600	25.99
飛鳥 貴雄	1,344,000	18.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	482,300	6.77
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	320,900	4.51
根来 伸吉	275,200	3.86
三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合	266,640	3.74
野村信託銀行株式会社(投信口)	200,900	2.82
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	199,000	2.79
B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合	180,700	2.53
MSIP CLIENT SECURITIES	169,100	2.37

支配株主(親会社を除く)の有無

— — —

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- ・FLYING BIRD株式会社は、当社代表取締役社長飛鳥貴雄の資産管理を目的とする会社であり、飛鳥貴雄により議決権の過半数を所有されております。
- ・[大株主の状況] は、2020年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大山 俊介	他の会社の出身者											
斎藤 利勝	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大山 俊介	○	---	上場企業における経営に関わる幅広い経験、事業拡大フェーズにおける経営ノウハウ、組織のマネージメント、海外戦略など、今後の成長戦略における経営全般の助言・提言を期待して選任しております。また、同氏と当社の間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。

斎藤 利勝	○	----	事業の最前線で活躍された経験に基づく優れた経営判断能力と事業運営に関する豊富な知見を有していることから、今後の成長戦略においての経営全般の助言・提言を期待して選任しております。また、同氏と当社の間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。
-------	---	------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査担当は、日々情報を共有することで非常勤監査役に対しても積極的に活動結果を説明しております。また監査役会に内部監査担当者が定期的に参加しております。

監査役と監査法人については、往査時の日常的コミュニケーションや三様監査を通じて監査日程及び項目の確認、会計方針に係る意見交換や確認を行っております。

内部監査と監査法人については、往査時の日常的コミュニケーションや三様監査を通じて主に内部監査や内部統制の業務手続きに問題がないか等の意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉野 剛史	公認会計士													
蒲 俊郎	弁護士													
青山 格雄	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉野 剛史	○	----	公認会計士の資格を有しており、会計面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かして頂く事で、より効果的に監査機能を強化し得ると考え、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。 社外監査役の杉野剛史氏は当社が業務委託契約を締結していた株式会社MIDの従業員で、当社の担当として従事しておりました。なお、平成26年4月以降は取引関係を有しておらず、今後も取引を行う予定はございません。また、平成26年4月に同氏は同社を退職しております。
蒲 俊郎	○	----	弁護士の資格を有しており、法律面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かして頂く事で、より効果的に監査機能を強化し得ると考え、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
青山 格雄	○	----	公認会計士の資格を有しており、会計面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かして頂く事で、より効果的に監査機能を強化し得ると考え、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

現在、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、当社への貢献状況・職務の執行状況等を総合的に勘案し、ストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会において決議された報酬限度額内で、取締役については取締役会の決議により決定しており、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理本部が行っており、必要に応じて資料の提供や事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(a) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は本書提出日現在、取締役6名で構成され、うち2名が社外取締役であります。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

(b) 監査役及び監査役会

当社の監査役会は本書提出日現在、監査役3名で構成され、全員が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。監査役は取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査責任者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

(c) 経営会議

当社では、常勤取締役、執行役員並びに各部門の部門長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者が参加する経営会議を設置し、1か月に2回程度開催しております。経営会議は会社業務の円滑な運営を図ることを目的としております。具体的には、各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、事業ドメインと市場機会に沿った投資や資源配分、内部管理体制の充実及び、重要事項の指示・伝達を行うとともに、経営課題の認識の統一を図り、全社的な調整や対策ができる仕組みとなっております。

(d) 内部監査室

当社は内部監査専任部署として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室所属の内部監査責任者が、内部監査規程に基づき、全部署並びに全子会社に対して業務執行の妥当性及びコンプライアンスの遵守状況等について監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果に基づき、被監査部署に対して改善を指示し、内部監査室を通じて、その改善状況をモニタリングすることにより、監査の実効性を確保しております。

(e) 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

(f) コンプライアンス・リスク委員会

当社では、コンプライアンス推進にかかわる課題、対応策を審議、承認するとともに、必要な情報の共有化を諮ることを目的としてコンプライアンス・リスク委員会を設置しております。コンプライアンス・リスク委員会は、代表取締役社長を委員長としており、原則として3ヶ月に一度開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、コンプライアンスに係る取組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項の定期報告の実施等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性等の向上及び経営環境の変化に迅速に意思決定を行うことができる体制として、現状のコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

当社では監査役3名中3名を社外監査役としており、その3名が取締役会へ出席して必要な意見を述べております。常勤監査役は当社の重要な会議に出席し、業務執行が適正に行われていることを監査しており、非常勤監査役とも随時情報交換を行っております。また、上場企業等において幅広い経験を有している社外取締役2名を選任することにより、経営に対する監視機能を保持できているものと考えており、十分な取締役会の牽制及び監査機能が整備されているものと判断しております。当社は社外取締役及び社外監査役がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割として、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を期待しており、独立性を有する社外取締役2名及び社外監査役3名により、取締役の業務執行の監督機能向上を図り、会計や法令等に精通している立場から助言や提言を行うことで、経営の健全性を確保できる体制としております。

現在の当社の企業規模や事業内容から、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保するためには、現体制が最適であると判断しておりますが、将来的にはコーポレート・ガバナンス体制の強化という観点から、社外取締役の増員等について検討していく方針であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるように日程調整に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会においてインターネットによる議決権の行使の方法を用意し、株主が議決権を行使しやすい環境を整えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にIR専用サイトを開設し、当該サイト内で開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算発表後にオンラインでの決算説明会を実施しております。また、株主総会の終了後に株主向けに説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び本決算発表後に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	外国人株主の状況等を踏まえて今後検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上にIR専用サイトを開設し、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は管理本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコンプライアンスの統制方針を定めることを目的とした「ピアラ行動規範」を制定しており、当社全職員に対し、コンプライアンスを重視させ、高い倫理観をもって業務に取り組ませることにより、ステークホルダーに対して、良識ある行動を取るよう心がけております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRにつきましては、紙資源の有効活用として、業務のペーパーレス化をトップダウンで取り組んでおりますが、一層の推進が必要と考えております。 また、コロナ禍の期間限定プロジェクトとして、新型コロナウイルス感染症の拡大によるマスクやハンドクリーンジェルの不足に対応すべく、「#SAVE YOUR LIFE」プロジェクトを始動し、収益の一部を医療機関や渋谷区などに寄付しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとしたステークホルダーに必要な適時・適切な会社情報の開示を迅速かつ正確に公平に行なえる社内体制の充実に努めてまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- i) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、当社及び当社グループの役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「ピアラ行動規範」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役社長がその精神を使用人に反復伝達します。
 - b. 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。
 - c. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行うこととしております。
 - d. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査することとしております。
 - e. コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコンプライアンス責任者は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
 - f. 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「公益通報規程」に基づき適切な運用を行います。
 - g. 役職員の法令違反については、「就業規則」等に基づき、処罰の対象とすることとしております。
- ii) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「内部情報管理責任者」が取締役、執行役員、部長等と検討し、当社グループで横断的に推進します。
 - b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」、「個人情報管理基本規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社は「ピアラ行動規範」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「コンプライアンス規程」「公益通報規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。
 - b. 当社は、「リスク管理規程」に掲げる基本方針に従いリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保しております。
- iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
 - b. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。
 - c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。
- v) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立することとしております。
 - b. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営することとしております。
- vi) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。
 - b. 当社グループは「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正を確保しております。また「ピアラ行動規範」及び「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、コンプライアンス・リスク委員会を設置してリスク管理体制を強化しております。
 - c. 当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。
 - d. 当社は「ピアラ行動規範」「コンプライアンス規程」「関係会社管理規程」を通じて、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行っております。
 - e. 親子間取引における不適切な取引および会計処理を防止するため、監査役会、会計監査人および内部監査室が連携して監査体制を整備し、企業集団における業務の適正を確保しております。
- vii) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
 - a. 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置致します。
 - b. 取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。
 - c. 監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、監査役の代理出席を含む必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。
- viii) 役職員が監査役に報告するための体制
 - a. 当社は、取締役会のほか、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。
 - b. 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。
 - c. 「公益通報規程」に基づき、監査役に相談する内部通報窓口を設置しております。
 - d. 監査役は、子会社の稟議書や財務諸表を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができるものとします。
 - e. 子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。
 - f. 監査役は必要に応じて内部監査室に内部監査の状況等の説明を求めることができるものとします。
- ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 「公益通報規程」において、報告者に不利益が及ばないよう配慮しております。

- b. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。
- c. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社グループの経営の状況に関する情報の共有化を図っております。
- d. 監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。
- e. 内部監査や会計監査人とも三様監査等を通じて情報の共有化を図っております。

x) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社は「ピアラ行動規範」において反社会勢力など一切関係を持たないことを定め、その遵守を取締役及び従業員の義務としています。

b. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

当社は「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力等対応マニュアル」を整備するとともに、公共機関等から情報収集・交換が出来る体制を構築し、新規取引先との取引を開始する前、役職員の採用・選任の前に、日経テレコンやインターネットによる検索等を行ない、反社会的勢力等との関わりが無い確認を行なうなど、反社会的勢力の排除に寄与することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

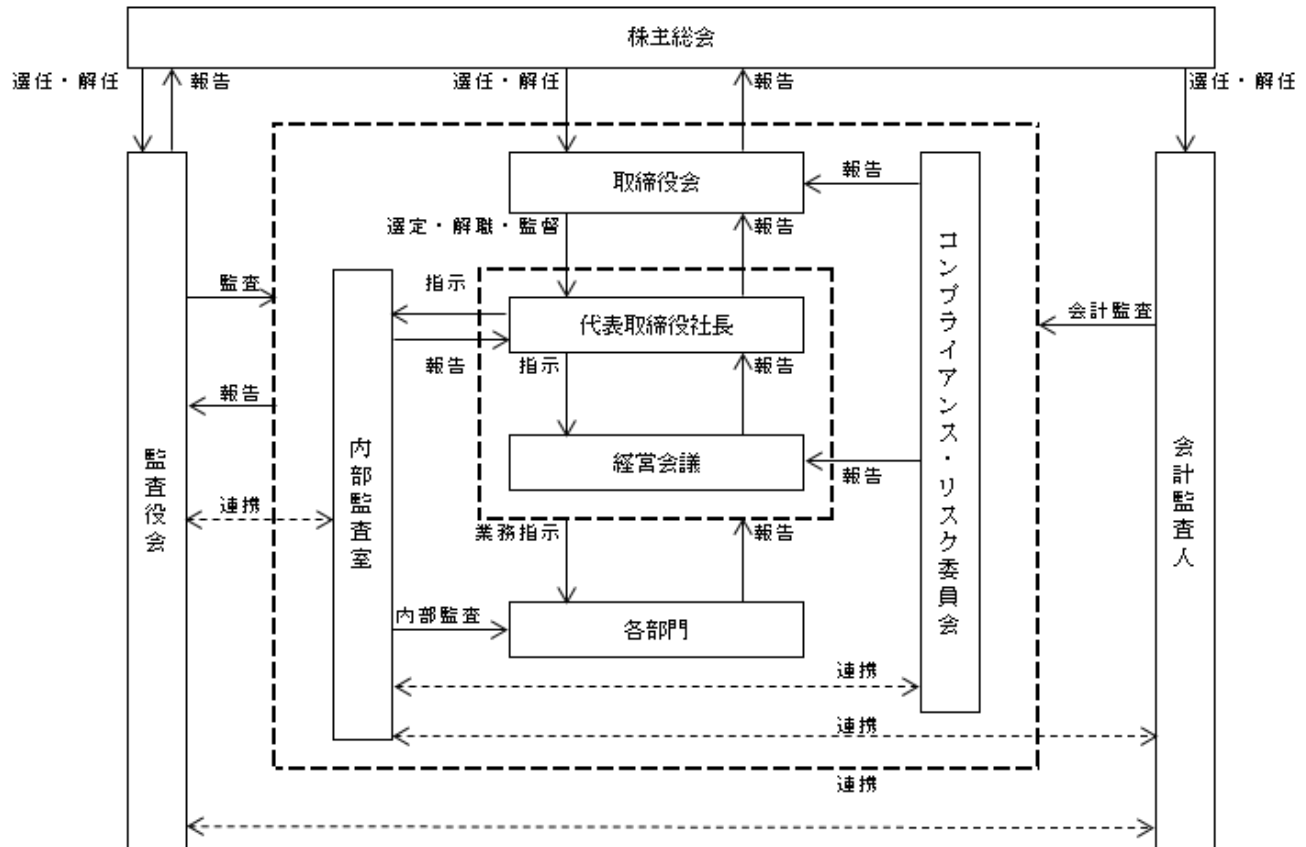
なし

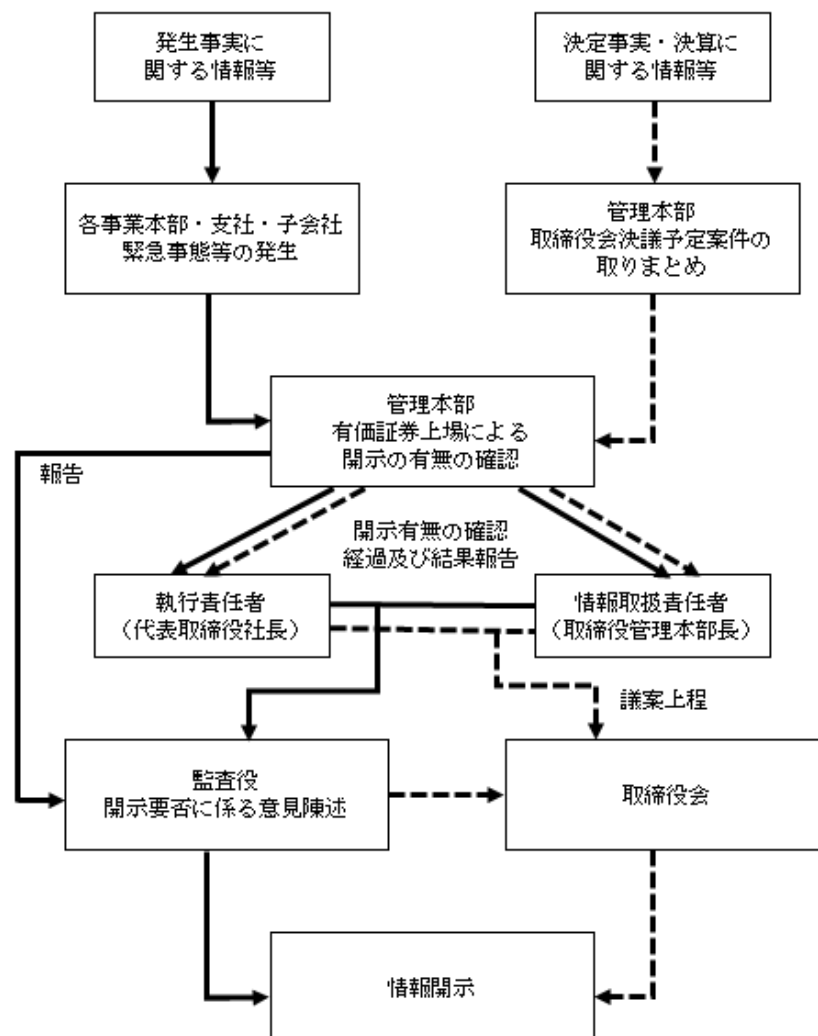
該当項目に関する補足説明

当社では現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。





※発生事実の開示について、休業日、深夜・早朝に発生した場合には、日時に関わらず、社長もしくは情報取扱責任者で行なうものとする。また、執行責任者及び情報取扱責任者が不在の場合には、他の取締役の決裁で行ない、遅滞無く開示することとする。